

議案第 1 号

公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部を改正する規則の制定について

公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部を改正する規則

(公立大学法人青森公立大学職員就業規則の一部改正)

第 1 条 公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 2 1 年規程第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条の表中

「

(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年度において 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）の範囲内で、1 日又は 1 時間を単位とする期間（1 時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8 時間をもって 1 日とする。）
--	--

」を

「

(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第19条の規定による出席停止その他これに準ずる事由又は学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
---	--

」に、

「

(16) 職員の夏季における健康の保持及び増進	1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く4日の範囲内の期間
-------------------------	---

」を

「

(16) 職員の夏季における健康の保持及び増進	1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間
-------------------------	---

」に改める。

(公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則の一部改正)

第2条 公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成21年規程第37号）

の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

臨時職員の夏季における心身の健康の保持及び増進のために与えられる休暇	1年度の6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く4日の範囲内の期間とし、付与日数は4日に週あたりの勤務日数を乗じ、5で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）
------------------------------------	---

」を

「

臨時職員の夏季における心身の健康の保持及び増進のために与えられる休暇	1年度の6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間とし、付与日数は5日に週あたりの勤務日数を乗じ、5で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）
------------------------------------	---

」に、

「

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
--	---

の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	
--	--

」を

「

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法第19条の規定による出席停止その他これに準ずる事由又は学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---	--

」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学職員就業規則等の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

- (1) 夏季休暇の期間（取得可能日数）については、青森県において令和6年4月1日に「4日以内」から「5日以内」に拡充しており、設立団体である青森市においても令和7年4月1日に「4日以内」から「5日以内」に拡充したことから、設立団体との均衡等を考慮し、本学でも同様に夏季休暇の期間（取得可能日数）を拡充する。
- (2) 育児・介護休業法の一部改正（令和7年4月1日から段階的に施行）に伴い、本学において、令和7年3月に子の看護等休暇（特別休暇）の一部改正をしたところであるが、設立団体との均衡等を考慮し、学校保健安全法第19条に規定する「出席停止」を加える。

2 改正規程

- (1) 公立大学法人青森公立大学職員就業規則 【第1条関係】
- (2) 公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則 【第2条関係】

3 改正の内容

- (1) 夏季休暇の期間（取得可能日数）の拡充
取得可能日数を拡大（4日以内 → 5日以内）

現在	令和7年6月1日から
1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く <u>4</u> 日の範囲内の期間	1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く <u>5</u> 日の範囲内の期間

- (2) 子の看護等休暇（特別休暇）の拡充
子の看護等休暇の取得可能な事由に、学校保健安全法第19条に規定する「出席停止」の場合を加える。

4 施行期日

令和7年6月1日

5 今後の予定

- (1) 令和7年5月2日 過半数代表者への説明及び意見聴取
- (2) 令和7年5月下旬 人事委員会
- (3) 令和7年5月下旬 理事会
- (4) 令和7年5月下旬 労働基準監督署へ届出

○第1条関係

公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）新旧対照表

改正後		改正前	
第1条～第40条（略） （特別休暇） 第41条(1)～(11)（略）		第1条～第40条（略） （特別休暇） 第41条(1)～(11)（略）	
(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは <u>学校保健安全法第19条の規定による出席停止その他これに準ずる事由又は学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。</u> ）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(12) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、 <u> </u> 健康診断を受けさせること若しくは <u> </u> <u> </u> <u> </u> 学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で、1日又は1時間を単位とする期間（1時間を単位として使用したものを日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
(13)～(15)（略）	(13)～(15)（略）	(13)～(15)（略）	(13)～(15)（略）
(16) 職員の夏季における健康の保持及び増進	1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く <u>5日</u> の範囲内の期間	(16) 職員の夏季における健康の保持及び増進	1年度の6月から10月までの期間内における、休日及び代休日を除く <u>4日</u> の範囲内の期間
(17)～(19)（略） <u>附 則（令和7年規程第●号）（施行期日）</u> <u>1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。</u>		(17)～(19)（略）	

○第2条関係

公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成21年規程第37号）新旧対照表

改正後		改正前	
第1条～第11条（略） 附則～附則（令和6年規程第18号）（略） <u>附則（令和7年規程第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u> 別表第1（第8条関係）（略） 別表第2（第8条関係）		第1条～第11条（略） 附則～附則（令和6年規程第18号）（略） 別表第1（第8条関係）（略） 別表第2（第8条関係）	
中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種 <u>若しくは健康診断を受けさせること若しくは</u> <u>学校保健安全法第19条の規定による出席停止その他これに準ずる事由又は学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 </u>	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るためその子に予防接種、 <u>健康診断を受けさせること若しくは</u> <u>学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</u>	1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
（略）		（略）	
臨時職員の夏季における心身の健康の保持及び増進のために与えられる休暇	1年度の6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く <u>5日</u> の範囲内の期間とし、付与日数は <u>5日</u> に週あたりの勤務日数を乗じ、5で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	臨時職員の夏季における心身の健康の保持及び増進のために与えられる休暇	1年度の6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く <u>4日</u> の範囲内の期間とし、付与日数は <u>4日</u> に週あたりの勤務日数を乗じ、5で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）